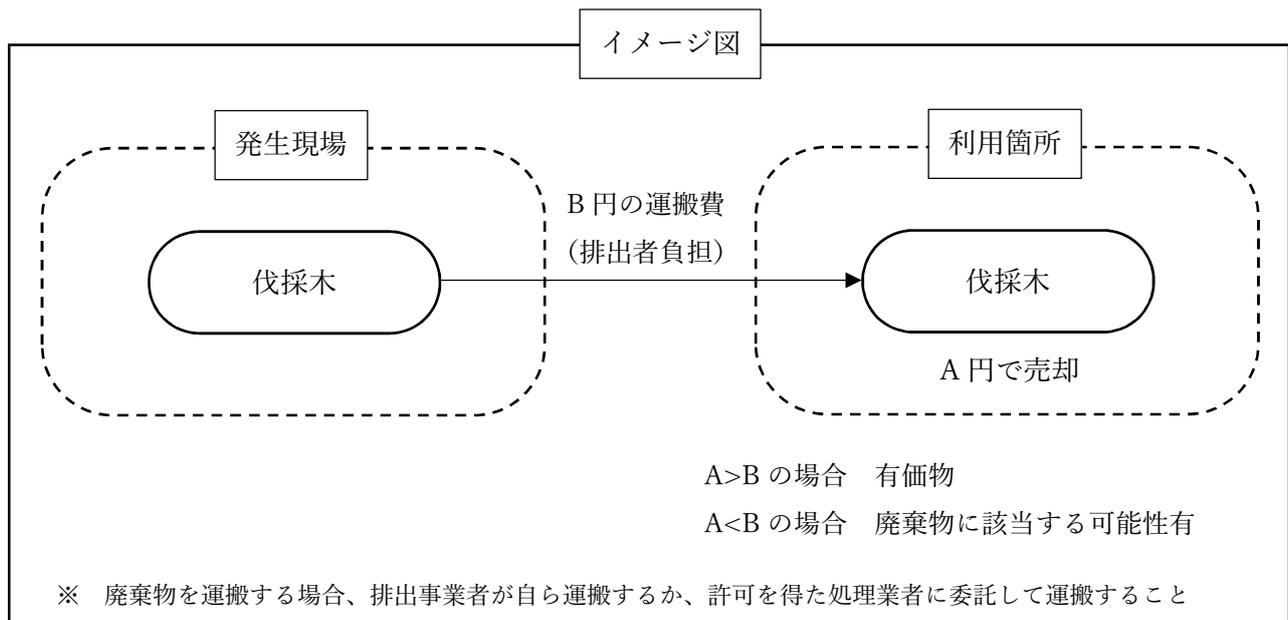


## 運搬費が売却益を上回る場合の廃棄物該当性

物を渡すとき、運搬費が売却益を上回り、排出事業者側に経済的損失がある場合は、当該物は廃棄物に該当する可能性があり、廃棄物と判断された場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。）の規制対象となり、運搬、保管、処分等の基準を遵守する必要がある。

受入側が当該物を、有償で譲り受けた時点以降については、別添1の「廃棄物該当性」を勘案したうえで、基本的には、廃棄物に該当しないと判断することができるが、有償譲渡を偽装した脱法的な行為とならないように、次の点に留意する必要がある。

- 1 再生利用にあつては、再生利用をするために有償で譲り受ける者による当該再生利用が製造事業として確立・継続しており、売却実績がある製品の原材料の一部として利用するものであること。
- 2 エネルギー源としての利用にあつては、エネルギー源として利用するために有償で譲り受ける者による当該利用が、発電事業、熱供給事業又はガス供給事業として確立・継続しており、売却実績がある電気、熱又はガスのエネルギー源の一部として利用するものであること。
- 3 再生利用又はエネルギー源として利用するための技術を有する者が限られている、又は事業活動全体としては系列会社との取引を行うことが利益となる等の理由により遠隔地に輸送する等、譲渡先の選定に合理的な理由が認められること。



・平成25年3月29日付け環廃産発第130329111号 環境省通知

『「エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針」（平成24年4月3日閣議決定）において平成24年度に講ずることとされた措置（廃棄物処理法の適用関係）について